

認知症の人にやさしい 事業所になりませんか？

茨城県では認知症の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、サポートに取り組んでいる事業所を「認知症の人にやさしい事業所」として認定しています。



\\ 認定事業所のポイント //

ポイント 1

認定証とステッカーを
事業所に掲示して
アピールできる！



ポイント 2

県ウェブサイトで
PR できる！

ポイント 3

ハローワークの求人票に
認定事業所であると
記載できる！

その他にもこんなメリット！

企業として SDGs への取り組みの一環に！ 社員教育等で認知症を学ぶきっかけに！

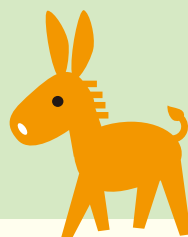
認定事業所になるには？

✓ 認知症サポーターが 1 名以上勤務

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対して自分のできる範囲で温かく見守り支えていく人のことで、認知症サポーター養成講座（90 分程度）を受講すれば、誰でもなることができます。

✓ 認知症の人にやさしい取り組みを実施

- お客様のペースに合わせて対応する
- 認知症カフェやサロンを実施している
- 市町村依頼があれば捜査活動に協力するなどの取り組みを 1 つ以上



対象事業所

県内に所在する事業所（医療・介護・福祉関係の事業所は除く）

申請方法

下のウェブサイトから申請いただくか、裏面をご記入いただき、郵送か FAX で申請してください。
※複数事業所をまとめて申請する場合は県健康推進課地域包括ケア推進室認知症対策担当までお知らせください。



茨城県認知症の人にやさしい事業所ウェブサイト
<https://dementia.pref.ibaraki.jp>

裏面に申請書があります